

宮崎県立看護大学大学院学則

目次

- 第1章 目的
- 第2章 組織
- 第3章 職員組織等
- 第4章 修業年限、在学年限、学年、学期及び休業日
- 第5章 入学、休学、転学、留学、退学及び除籍
- 第6章 教育課程及び履修方法等
- 第7章 課程の修了及び学位
- 第8章 賞罰
- 第9章 研究生、研修員、科目等履修生及び特別聴講学生
- 第10章 客員共同研究員
- 第11章 入学試験手数料、入学料及び授業料等
- 第12章 自己評価等
- 第13章 雑則

第1章 目的

(目的)

第1条 宮崎県立看護大学大学院（以下「大学院」という。）は、看護学領域における基礎理論及びその応用理論について広い視野に立って教授し、看護職固有の専門性を追究しつつ人々の健康支援に有用な活動を展開し得る人材の育成を目的とする。

第2章 組織

(研究科、博士課程)

第2条 大学院に看護学研究科博士課程を置く。

2 博士課程は、前期の課程及び後期の課程に区分する。

3 この課程において、前項の前期の課程を博士前期課程といい、後期の課程を博士後期課程という。

(専攻、入学定員及び収容定員)

第3条 大学院に次の研究科、専攻課程及びコースを置く。

研究科	専攻課程	
看護学研究科	博士前期課程 看護学専攻	研究コース
		実践者養成コース
	博士後期課程 看護学専攻	

2 前項の研究科に置く専攻課程の入学定員は、次のとおりとする。

専攻課程	入学定員	収容定員
博士前期課程	12人	24人
博士後期課程	2人	6人

第3章 職員組織等

(職員)

第4条 大学院に教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及び技術職員その他の職員を置き、宮崎県立看護大学の職員をもって充てる。

- 2 前項に規定する者のほか、必要があるときは、客員教授、客員准教授、特任教授又は非常勤講師を加えることができる。

(研究科長)

第5条 研究科に研究科長を置き、研究科の授業を担当する教授をもって充てる。

- 2 研究科長を補佐するため、専攻主任を置くことができる。
3 専攻主任は、学長が指名する。

(研究科会議)

第6条 研究科に研究科会議を置く。

- 2 研究科会議に関し必要な事項は、別に定める。

(委員会)

第6条の2 研究科に研究科の円滑な管理運営を図るため、委員会を置く。

- 2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 修業年限、在学年限、学年、学期及び休業日

(修業年限)

第7条 博士前期課程の修業年限は2年とし、博士後期課程の修業年限は3年とする。

(在学年限)

第8条 在学期間は、博士前期課程にあつては4年、博士後期課程にあつては6年を超えることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第23条の規定により計画的な履修を認められた者の在学年限は、博士前期課程にあつては5年、博士後期課程にあつては7年とする。

(学年等に係る大学学則の準用)

第9条 宮崎県立看護大学学則（以下「大学学則」という。）第12条から第14条までの規定は、大学院の学年、学期及び休業日について準用する。

第5章 入学、休学、転学、留学、退学及び除籍

(入学資格)

第10条 博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付

けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者

- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 大学に3年以上在学した者、外国において学校教育における15年の課程を修了した者、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者、又は我が国において外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者であって、大学院において、所定の単位を優秀な成績で修得したと認めるもの
- (10) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの

2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第一条第二項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（第162条において「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で24歳に達したもの

（入学時期等に係る大学学則の準用）

第11条 大学学則第17条、第19条から第21条まで、第34条及び第36条から第38条までの規定は、大学院の入学の時期、入学の出願、入学者の選考、入学手続及び入学許可、休学、転学、留学、退学について準用する。この場合において、大学学則第19条中「本学」とあるのは「大学院」と、第36条中「大学」とあるのは「大学に置かれる大学院」と、第37条第1項中「大学又は短期大学」とあるのは「に置かれる大学院の」と読み替えるものとする。

（休学期間及び復学）

第11条の2 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合には、学長は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

- 2 休学期間は、通算して博士前期課程にあつては2年、博士後期課程にあつては3年を超えることはできない。
- 3 学長が別に定めるやむを得ない事情により修学が困難と認められる場合には、前項の規定の適用については、その休学期間の全期間を算入しないことができるものとし、また、第1項の規定にかかわらず、学長は1年を限度として休学期間の再延長を認めることができる。
- 4 第8条の規定の適用については、休学期間を算入しない。
- 5 休学期間中にその理由が消滅した場合は、別に定めるところにより、学長の許可を得て復学することができる。

(除籍)

第12条 学長は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して、研究科会議の議を経て、除籍をすることができる。

- (1) 博士前期課程において2年の休学期間を経過した者及び博士後期課程において3年の休学期間を経過した者
- (2) 第8条に規定する在学期間を経過した者
- (3) 正当な理由がなくて、授業料を滞納し、督促を受けても納入しない者
- (4) 死亡又は行方不明の者

- 2 前項に定めるもののほか、学生の除籍に関し必要な事項は、別に定める。

(再入学)

第13条 次に掲げる者は、再入学しようとするときは、再入学願に入学検定料を添えて学長に提出し、その許可を得なければならない。

- (1) 大学学則第38条の規定により退学した者
- (2) 前条第1号の規定により除籍された者
- (3) 前条第3号の規定により除籍された者で、除籍の日から1年以内に未納の授業料を納付したもの

- 2 前項の許可は、研究科会議の選考を経て行う。

- 3 再入学の出願は、退学又は除籍の日から2年以内に限り、提出することができる。

(転入学)

第14条 他の大学に置かれる大学院から転入学しようとする者は、転入学願に入学検定料を添えて学長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可は、研究科会議の選考を経て行う。

- 3 転入学願には、現に在学する大学院を置く大学の学長の承諾書を添付しなければならない。

(既に修得した授業科目の取扱い)

第15条 前2条の規定により再入学又は転入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い、修業年限並びに在学年数については、研究科会議の議を経て学長が決定する。

(再入学等に係る大学学則の準用)

第16条 大学学則第21条の規定は、大学院の再入学及び転入学に係る入学手続及び入学許可について準用する。

第6章 教育課程及び履修方法等

(教育課程)

第17条 研究科の専攻課程における授業科目、単位数及び履修方法及びその他必要な事項は、

別に定める。

(教育方法の特例)

第18条 研究科において、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(単位計算方法)

第19条 単位の計算は、次の基準による。

- (1) 講義は、15時間をもって1単位とする。
- (2) 演習は、30時間をもって1単位とする。
- (3) 実習(実験・実習を含む。)は、45時間をもって1単位とする。

(指導教授の指導)

第20条 学生は、履修する授業科目の選択に当たっては、あらかじめ指導教授の指導を受けなければならない。

(履修の規定に係る大学学則の準用)

第21条 大学学則第29条及び第30条の規定は、大学院の履修の認定について準用する。ただし、特別研究の試験及び評価の成績は合、否の標語をもって表し、合を合格とする。

(他の大学院の授業科目の履修に係る大学学則の準用)

第22条 大学学則第31条の規定は、学生が他の大学に置かれる大学院(外国の大学に置かれる大学院を含む。第34条において同じ。)の授業科目を履修する場合について準用する。この場合において、第31条中「他の大学又は短期大学」とあるのは「他の大学に置かれる大学院」と、「当該大学又は短期大学」とあるのは「当該他の大学におかれる大学院」と、「本学」とあるのは「大学院博士前期課程」と、「30単位」とあるのは「15単位」と読み替えるものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第23条 学長は、学生が職業を有している等の事情により、第7条に定める修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

- 2 前項による計画的な教育課程の修業年限は、第8条第1項に定める在学年限を超えることはできない。

第7章 課程の修了及び学位

(博士前期課程修了の要件)

第24条 大学院博士前期課程に2年以上在学して、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査を受けた者のうち、最終試験に合格した者は、博士前期課程を修了したものとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた業績を上げた者については、本大学院博士前期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 博士前期課程の目的に応じ研究科会議の議を経て学長が適当と認めるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって前項の修士論文の審査に代えることができる。

(博士後期課程修了の要件)

第25条 本大学院博士後期課程に3年以上在学して、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査を受けた者のうち、最終試験に合格した者は、博士後期課程を修了したものとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた業績を上げた者につい

ては、本大学院博士後期課程に2年以上在学すれば足りるものとする。

(論文の審査及び最終試験)

第26条 修士論文及び博士論文の審査及び最終試験は、本大学院の学位に関する規程に規定する方法により当該研究科会議の指名する審査委員が行うものとする。

(課程修了の認定)

第27条 博士前期課程及び博士後期課程の修了の認定は、研究科会議の議を経て学長が行う。

(学位の授与)

第28条 博士前期課程を修了した者には、修士の学位を授与する。

2 博士後期課程を修了した者には、博士の学位を授与する。

3 前項の規定にかかわらず、博士の学位は、本大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有するものと認められたものに授与することができる。

4 この学則に定めるもののほか、本学において授与する学位の種類、学位論文の審査の方法、最終試験その他学位に関し必要な事項は、本大学院の学位に関する規程の定めるところによる。

第8章 賞罰

(表彰等に係る大学学則の準用)

第29条 大学学則第42条及び第43条の規定は、大学院の学生に対する表彰及び懲戒について準用する。この場合において、第43条第1項中「本学」とあるのは「大学院」と、「教授会」とあるのは「研究科会議」と、同条第3項第4号中「本学」とあるのは「大学院」と読み替えるものとする。

第9章 研究生、研修員、科目等履修生及び特別聴講学生

(研究生)

第30条 大学院において特別の事項について研究することを志願する者があるときは、選考の上、研究科会議の議を経て学長は、研究生として入学を許可することができる。

(研修員)

第31条 大学院において、官公庁、学校、団体等からその所属する職員に特定の事項について研修させるため委託があるときは、選考の上、学長は研修員として受け入れることができる。

(科目等履修生)

第32条 大学院において、一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、選考の上、研究科会議の議を経て学長は、科目等履修生として入学を許可することができる。

(特別聴講学生)

第33条 他の大学との協議に基づき、当該他の大学に置かれる大学院の学生で、大学院の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他の大学との協議に基づき学長は、特別聴講学生として入学を許可することができる。

(委任)

第34条 前4条に定めるもののほか、研究生、研修員、科目等履修生及び特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

第10章 客員共同研究員

(客員共同研究員)

第35条 学外の学術研究者との交流を図ることにより、学術研究の進展に寄与するため、大学

院において専門的かつ高度の共同研究に従事しようとする者を客員共同研究員として受け入れることができる。

2 客員共同研究員に関し必要な事項は、学長が定める。

第11章 入学試験手数料、入学料及び授業料等

(入学試験手数料、入学料及び授業料等)

第36条 入学試験手数料、入学料、授業料及びその他の費用徴収に関し必要な事項は、別に定める。

第12章 自己評価等

(自己評価等)

第37条 大学院は、教育研究水準の向上を図り、第1条の目的を達成するため、大学院における教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。

第13章 雑則

第38条 この学則に定めるもののほか、この学則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

2 平成13年度における収容定員は、第3条の規定に関わらず、12人とする。

3 平成17年度における収容定員は、第3条の規定に関わらず、26人とし、平成18年度における収容定員は、同上の規定により28人とする。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年5月16日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年6月20日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年10月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年6月19日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第12条第2項の改正規定は、平成27年2月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、令和5年3月20日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の宮崎県立看護大学大学院学則の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。